令和5年6月25日発行 第608号 毎月1回25日 発行

月刊 日本行政

no.608
2023
july
7

松島（宮城県）

◆ Special Report

・漁業権制度について

・行政書士の権利擁護の取組

◆ Topics

・令和５年春の叙勲

・令和５年春の黄綬褒章

一般倫理研修が全会員に義務化されました！
詳細はお知らせ記事を御確認ください。

日本行政書士会連合会

7 日本行政
MONTHLY No.608 JULY. 2023

Contents

Special Report
漁業権制度について …… 1
シリーズ権利擁護 ～権利擁護の視点～
第3回 行政書士の権利擁護の取組 …… 4

Topics
令和5年春の叙勲 …… 9
令和5年春の黄綬褒章 …… 10

Information
一般倫理研修に関するお知らせ …… 12
申請取次行政書士管理委員会からのお知らせ …… 14
■ Pick UP!単位会 …… 15
■ 中央研修所通信7月号 …… 17
■ 公証人に聞く!教えてミネルヴァくん …… 20
■ 日行連の主な動き（5月） …… 22
■ コスモスInformation …… 24
■ 全行団ニュース …… 27
■ 会員の動き／広報部員のひとり言／ …… 32
御協力のお願い ～日本行政を正確・迅速にお届けするために～

東日本大震災の被災に係る各種行政手続、今後の暮らしや事業の悩みなど、電話による無料相談を実施しています。

日本行政書士会連合会被災者相談センター福島事務所
＜対面相談・電話相談（予約制）＞
電話番号：024−973−7163（予約専用）
通話料はお客様負担となります。
相談時間：13:00～16:00　毎週水曜日
（祝祭日・年末年始休業）
所 在 地：福島県郡山市堂前町10番10号

新型コロナウイルス感染症に関する無料電話相談窓口を各都道府県行政書士会に設置しています。

漁業権制度について

水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室
課長補佐　木村　聡史

1．水産政策の改革

我が国の漁業は、水産物の安定供給や漁村地域の発展において極めて重要な役割を担う一方、漁獲量の長期的な減少や漁業就業者の減少など、多くの課題を抱えています。

現在、水産庁では、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立することを目指し、「水産政策の改革」を推進しています。平成30年には、改革の柱として漁業法（昭和24年法律第267号。以下、「法」という。）の改正が成立し、漁業に係る諸制度についても抜本的な見直しが行われました。

特に、人口減少社会を迎える中で、沿岸地域では利用頻度が低下している漁場も見られるようになっていることを踏まえれば、漁場を適切かつ有効に活用している既存漁業者の漁場利用を確保しつつ、地域内外からの新規参入を含めて、水面の総合的な利用を図ることが不可欠です。

平成30年の法改正では、漁業権の免許の内容等を定める海区漁場計画（河川等の内水面にあっては内水面漁場計画）の作成が透明性を確保したプロセスの下で行われるよう、事前に関係者の意見聴取及び結果の公表を義務付けました。また、一律に優先順位を定めていた従来の仕組みを改め、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業者については優先して免許するとともに、新規の漁業権については地域の水産業の発展に最も寄与する者に免許することとしました。

さらに、従前から、我が国の地先海面では水産動植物の生育環境の保全や改善等の活動が行われてきたことを受け、このような保全活動を単なる自主的な活動にとどめるのではなく、都道府県知事が一定の漁場を設定して漁業協同組合等に保全活動の実施を委ねることができるようにする仕組み（沿岸漁場管理制度）も新たに創設されました。

本稿では、主に漁業権制度の概要や免許の申請手続について御紹介したいと思います。

2．漁業権制度の概要

「漁業権」とは、都道府県知事の行政行為である免許により取得される、一定の水面において特定の漁業を一定期間排他的に営むことができる権利です。

漁業権は、大型の定置網（身網の設置水深が原則27m以上の定置網）等を営む「定置漁業権」、一定の区域において魚類や貝類などの養殖業を営む「区画漁業権」、一定の区域を共同に利用して採貝や採藻漁業などを営む「共同漁業権」に大別されます。

また、免許を受けた個人や法人が自ら漁業を営むものを「個別漁業権」、漁業協同組合や漁業協同組合連合会が免許を受けて所属する組合員が漁業を営むものを「団体漁業権」といいます。定置漁業権は個別漁業権であり、共同漁業権は団体漁業権です。区画漁業権は、都道府県知事がいずれかを決定します。適切かつ有効に活用されている団体漁業権が既にある場合、又は新規の漁業権を設定しようとする場合であって団体漁業権とすることが漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合を除き、個別漁業権とされます。

漁業権は、物権とみなされています（法第77条）。これは、物権的請求権の付与により法律上の権利の保護を強化することを目的として、民法（明治29年法律第89号）上の物権に生ずるものと同様の法律効果を発生させることとしたものです。ただし、漁業権は、適格性のある者が法の規定に従って免許を受け取得される権利であることから、相続や法人の合併や解散によるものを原因とする場合を除き、原則として移転の対象とはならない等の法的性質も有しています。

3．漁業の免許までのプロセス

（1）海区漁場計画とは

漁業の免許を受けようとする者は、都道府県知事に申請しなければなりません（法第69条）。都道府県知事がこの申請を受けるに際しては、事前に、海区漁場計画を定めておく必要があります。

海区漁場計画は、法第62条に基づき、都道府県知事が、海区（原則各都道府県につき1海区ですが、北海道や離島に係る海区等の例外を含め、全国で64海区あります。）ごとに定めるものです。海面の総合的な利用を推進するとともに漁業調整やその他公益に支障を及ぼさないこと、既存の漁業権が適切かつ有効に活用されている場合は当該漁業権とおおむね等しい類似漁業権が設定されていること等を要件としつつ、漁場の位置及び区域、漁業の種類等の漁業権の内容や漁場の位置及び区域等の沿岸漁場管理の内容は、この海区漁場計画に定められます。前述した区画漁業権における個別漁業権と団体漁業権の別についても、海区漁場計画に定められます。内水面においては内水面漁場計画を定めることとなり、海区漁場計画の規定が準用されます（法第67条）。

（2）海区漁場計画の作成

海区漁場計画は、漁業権の存続期間の満了を迎えるときや、新たな漁業権を免許しようとするときに作成又は変更されることが一般的です。海区漁場計画の作成の手続は、法第64条に定められています。漁業の免許プロセスの透明性を高めるため、都道府県知事は、海区漁場計画の案の作成に当たっては利害関係人からの意見聴取を行い（法第64条第1項）、その結果を公表することが義務付けられています（同条第2項）。

さらに、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会（漁業者や識者で構成される都道府県の行政委員会）の意見を聴かなければなりません（同条第4項）。海区漁業調整委員会は、意見を述べる前には公聴会を開いて利害関係人の意見を聴くこととなっており（同条第5項）、十分に漁業調整が図られる仕組みになっています。

これらの手続を経て、都道府県知事が海区漁場計画を作成した際には、その内容とともに、海区漁業調整委員会からの意見の概要やそれに対する処理、計画に定められた漁業権の免許予定日及び沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの申請期間について、都道府県のウェブサイトあるいは県報など適当な方法によって公示されることとなります（法第64条第6項及び第185条）。

（3）漁業の免許申請

海区漁場計画が公示された後は、その申請期間内に、都道府県知事に免許を受けるための申請をすることとなります（法第69条）。

具体的には、申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、申請に係る漁業権の内容、その他参考とな

〈漁業の免許までのプロセス〉

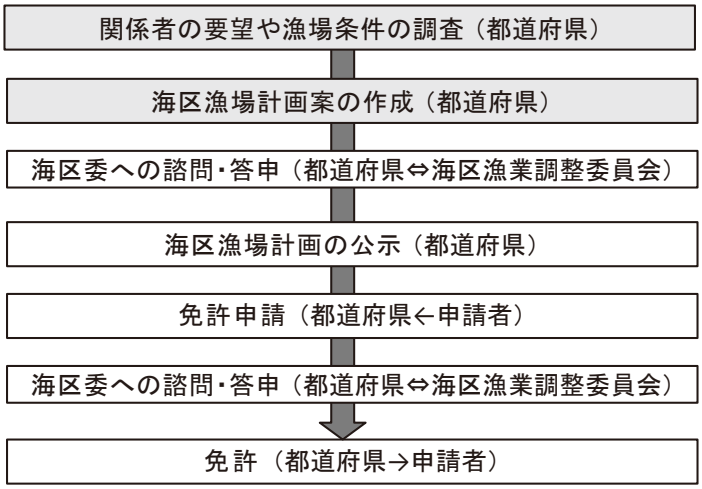

※水産庁ホームページ公開資料から抜粋

る事項を記載した申請書に、必要な書類を添付して提出する必要があります。この添付書類は、住民票の写し、定款及び登記事項証明書、事業計画書などが、漁業法施行規則（令和２年農林水産省令第47号）第25条に定められています。

なお、個別漁業権には個別漁業権の、団体漁業権には団体漁業権の適格性の要件が定められています（法第72条）。この適格性を有する者でないとき等は、漁業の免許を受けることはできません（法第71条）。免許をしない場合に該当しなければ、申請期間内に申請した者は免許を受けることができますが、同一の漁業権について免許の申請が複数あるときの免許すべき者の決定に当たっては、現に漁場を適切かつ有効に活用している漁業権者が類似漁業権に係る漁業の免許を申請した場合、その者に免許することとなっています。また、新規の漁業権などの場合には、漁業生産の増大や漁業所得の向上その他の地域の水産業に最も寄与すると認められる者に免許されることとなります（法第73条）。都道府県知事は、申請を受けたときにおいても、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければなりません（法第70条）。

（４）漁業権の登録

漁業権並びにこれを目的とする先取特権、抵当権の設定等は免許漁業原簿に登録することとなっています（法第117条）。この登録は、不動産登記法（平成16年法律第123号）における登記に代わるものとされています。

４．終わりに

水産庁ホームページ「漁業権について」では、漁業権制度や海区漁場計画について各種情報や通知を掲載しています。

本稿で紹介した免許の手続についても「新たな漁業権を免許する際の手順及びスケジュールについて」に詳しくまとめています。また、漁業権に関する事務は地方自治法（昭和22年法律第67条）における自治事務であり都道府県により処理されるものですが、情報提供や助言等を行うための「漁業権に関する相談窓口」も設置しています。漁業権の状況の「見える化」のためには、「海洋状況表示システム（海しる）」を活用した漁場マップの充実を図り、漁場の利用に関する情報の公開を進めています。

加えて、政府は行政手続のオンライン利用を原則化するなど、デジタル・ガバメントの取組を推進していることから、農林水産省では所管する法令に基づく申請や補助金・交付金の申請をオンラインで行うことができる農林水産省共通申請サービス（通称：eMAFF）を整備しています。令和５年３月時点では、3,000を超える手続のオンライン化が完了しており、漁業権やその他漁業に係る申請のオンライン手続も実装が完了しています。

水産庁は、今後も水産物の安定供給の確保や水産業の健全な発展という責務を果たすべく、海面利用制度等を始めとした各種の施策に取り組んでまいります。

本稿を執筆するにあたり、貴連合会ホームページなどを拝見させていただきました。漁業現場あっての水産行政であり、それは制度と現場をつなぐことを第一に考えておられる行政書士の皆様と通じるところがあると感じました。水産行政にも御理解・御協力を賜りますと幸いです。

水産庁ホームページ「漁業権について」

漁業権や海区漁場計画等を始めとした各種情報を掲載しています！
（https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/gyogyouken_jouhou3.html）

シリーズ権利擁護 ～権利擁護の視点～
第３回
行政書士の権利擁護の取組

権利擁護推進委員会

１．取組の背景

日本行政書士会連合会（以下、「日行連」という。）は、行政書士倫理綱領「二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。」に規定されているとおり、従来、行政書士が行う許認可業務及び権利義務・事実証明に関する業務を通じて、国民の権利の実現やその侵害防止を図り、権利擁護に努めてきました。また、個々の行政書士の活動においても、国民の権利擁護を使命として業務に当たってきたところであり、国民の権利擁護に資するものであったと言えます。

そして、令和元年12月４日に公布された改正行政書士法第１条の目的に「国民の権利利益の実現に資すること」の文言が追加され、従来、行政書士が国民の権利の実現とその侵害の防止に携わってきた実情が反映されました。この条文化は、多様化する行政書士の業務が国民生活における公法上、私法上の権利や利益に大いに関与している実態を認められた点で大きな意義があり、長年にわたり、行政書士は国民の様々な場面における身近な相談相手として、また支援者として国民に寄り添い、許認可業務や権利義務・事実証明の業務を通じて変化する社会を支えてきた評価でもあります。

この法改正を契機に、権利擁護活動への積極的な取組を推進していくことを目的として、令和２年６月に権利擁護推進委員会が設立されました。(注)1

また、行政書士が行う権利擁護支援は、国際連合で採択された2030年（令和12年）までのアジェンダとして「誰一人取り残さない」SDGs（持続可能な開発目標）に掲げる貧困、健康と福祉、平等など世界共通の17の目標達成に貢献する期待も寄せられています。

２．権利擁護推進委員会の活動状況

行政書士が行う権利擁護を内外に示し、新たな社会的役割として積極的に権利擁護に取り組む観点から、令和４年１月に「行政書士の権利擁護に関する基本理念」を策定しました。

行政書士の権利擁護に関する基本理念

行政書士は、基本的人権を尊重し、すべての人の権利を擁護するとともに、調和と真心をもって国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命としています。

また、「国民の権利利益の実現に資する」という行政書士制度の目的に鑑み、行政書士の社会的役割を強く自覚し、地域に根差した権利擁護の取り組みを通じて、すべての人の権利が尊重される共生社会の実現に寄与します。

また、同時に示された「権利擁護に係る活動方針」及び「行動指針」に基づき、主に次の活動を行ってきました。

権利擁護に係る活動方針（抜粋）

３．活動方針

行政書士として行う権利擁護活動のあり方を内外に示し、行政書士の法律専門職としての信頼をより強固なものとなるように努めます。

そして、高齢者、障がい者、子ども、外国人、女性、性的マイノリティ（LGBT等）に対する分野を重点活動領域とし、次の行動指針により、すべての人の権利が守られる健全な共生社会の実現に貢献します。

◆ 行動指針

(1) 国民に対する権利擁護に関する普及啓発活動を積極的に展開します。
(2) 行政書士の権利擁護への関与についての調査、研究及び周知等を行います。
(3) 権利擁護を推進するための提言と関係団体等との連携を行います。

(注) 1 参考　本誌2020年６月号（No. 571）P. 23

〈権利擁護に関する主な活動〉

◎令和４年

■３月

・「行政書士による権利擁護公開セミナー『外国人との共生社会の形成のために』～行政書士は、多文化共生社会づくりのパートナー～」を開催した。(注) 2

・日行連公式キャラクターユキマサくんの新規イラスト「行政書士権利まもり隊」を制作した。

・高齢者・障がい者編、外国人編、子ども・女性編、LGBT 等編の分野別「行政書士による権利擁護のススメ」パンフレットを作成し、日行連ホームページ等にてデータを公開した。

■９月

・会長会において法務省が主唱する「My じんけん宣言」プロジェクトに参画したことを発表し、常住会長が「My じんけん宣言」を行った。(注) 3

・行政書士制度広報月間において御活用いただくため「行政書士権利まもり隊シールパンフレット」を制作し、会員専用サイト「連 con」にてデータ公開し、併せて各単位会への配付を行った。

■ 10 月

・日行連の「My じんけん宣言」が人権ライブラリーに登載された。(注) 4
各単位会の「My じんけん宣言」プロジェクト取組状況は以下のとおり。

○茨城県行政書士会　○大阪府行政書士会　○神奈川県行政書士会　○福島県行政書士会
○愛媛県行政書士会　○香川県行政書士会　○兵庫県行政書士会　○滋賀県行政書士会

（R５.４.11 時点調べ、宣言日順）

■ 11 月

・法務省人権擁護局を表敬訪問し、活動状況を報告した。

■ 12 月

・「行政書士による権利擁護公開セミナー『LGBT 等について知り、考える』～性の多様性を尊重し、LGBT 等の性的マイノリティの人権を擁護する社会の実現に向けて～」を開催した。(注) 5

◎令和５年

■２月

・各単位会に対して権利擁護の取組に係るアンケートを実施した。

・「地方創生 SDGs 国際フォーラム 2023」（内閣府、地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム共催）に参加した。(注) 6

■３月

・権利擁護推進委員会において、木村草太東京都立大学法学部教授による勉強会を開催した。

・日行連ホームページの「日行連の活動」に権利擁護に関するページを開設した。(注) 7

■４月

・本誌 2023 年４月号（No. 605）に木村草太東京都立大学法学部教授から「人権と憲法上の権利の歴史について」を御寄稿いただいた。

■５月

・本誌 2023 年５月号（No. 606）に佐藤力弁護士（島根県行政書士会会員）から「権利擁護と行政書士実務」を御寄稿いただいた。

(注) 2 参考　本誌 2022 年５月号（No. 594）P. 7 ～ 8
(注) 3 参考　本誌 2022 年11月号（No. 600）P. 19
(注) 4 参考　日行連ホームページ　https://www.gyosei.or.jp/news/info/ni-20221017
(注) 5 参考　本誌 2023 年４月号（No. 605）P. 12
(注) 6 参考　本誌 2023 年６月号（No. 607）P. 14 ～ 16
(注) 7 参考　日行連ホームページ https://www.gyosei.or.jp/activity/advocacy/

3．行政書士が取り組む権利擁護

（1）会員の権利擁護の意識向上

前述のとおり、2回にわたって有識者から本誌に寄稿をいただきました。そして、青山学院大学法学部の谷口洋幸教授からは、行政書士による権利擁護公開セミナーを通じて、「国際連合では人権を守る人たちのことを「Human Rights Defender（人権擁護者）」と呼ぶことから、人々の権利利益を実現するために、全ての人の性のあり方を尊重していくことは、正しく人権擁護者の役割であって、行政書士も人権擁護者であることが、今回（のセミナーで）確認できたと思います。」との激励の御言葉を頂戴しました。(注)8

さらに、日行連「条解行政書士法　第一分冊（業務編）［改訂版］」では、「ただ、直接「権利」という文言が入ったことにより、「権利」について裁判的救済とは異なる形での「実現」ということが法的にあり得、行政書士制度はまさにその「権利の実現」に資し得る制度であることが明確になった。そして、このことと、「利便」が維持され「利益」が付加されたこととがあいまって、行政書士が、裁判という事後的な立ち位置からではなく、裁判との関係で言えば事前の立ち位置から前向きに、「権利」を中核とする幅広い「利益」の実現という需要に応えることを使命とする、国民に寄り添う専門家であることが、より一層明らかになったといえよう。」(注)9と示されています。

これらを踏まえて、私たちの日常の業務について、権利擁護を通して目を向けてみましょう。

建設業の許可申請を依頼された場合、依頼者のために適正・迅速に許可が得られるよう手続を進めることが大切ですが、建設業法第1条に「この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」と規定されているとおり、建設業の許可申請手続を行うことは、結果として、依頼者・国民の基本的人権である憲法第22条第1項に規定する職業選択の自由に含まれる営業の自由の擁護、また発注者の保護につながっているのであり、行政書士は、憲法第13条に規定する幸福追求権や公共の福祉の増進に寄与していることを意識して業務を行うことが重要であると考えます。(注)10

また、行政書士が行う外国人の在留資格に関する申請取次業務について考えてみましょう。在留資格は29種類あり、関わる範囲も広いところですが、特に就労系の在留資格の手続を行うことにより、企業は法令を遵守して外国人労働者を受け入れ、活用することができるようになります。これにより、間接的に外国人労働者の人権侵害を防ぐことにもなり、外国人の人身の自由、経済的自由などが擁護されることになります。憲法第31条に限らず、憲法第22条第1項の居住・移転、職業選択の自由、憲法第25条の生存権を擁護し、日本で暮らす外国人の安心・安全、生活向上に寄与するものであり、また、憲法第13条の幸福追求権を擁護し、更に彼らを取り巻く個人や法人組織等においても、各々が望む形での生活、人生、活動の実現に寄与すると言えます。

行政書士は、行政手続の専門家として法的にも社会的にもその役割が期待される以上、国民の手続保障を擁護する法律専門職ということができます。そして、行政書士には、依頼者の申請する権利を擁護するとともに、全ての人の権利擁護に配慮する姿勢が求められています。

以上のことから、行政書士が権利擁護を推進していくためには、全ての業務に対し国民の権利を意識し、権利擁護の意識をもって、積極的に諸課題に取り組み、国民の権利利益の実現のために全力を尽くすことが必要です。

（2）共生社会の実現に向けた取組と課題

日行連は、国の政策等に鑑み、社会の多様性は今後更に進展することを予想しています。世の中には、高齢者、障がい者、外国人、LGBT等、子ども、女性など社会的に弱い立場になりがちな方々や、そのほかにも権利の侵害の対象になりやすい様々な方がいらっしゃいます。また同時に、「ダイバーシティ・インクルージョン」(注)11として、多様性を受け入れ、企業の活力とする考え方の浸透も図られています。一人一人の権利を守る社会課題に対して、しっかりと応えていくことのできる仕組みの構築が極めて重要であると考え、このような時代であるからこそ、街の法律家たる行政書士の重要な責務に「権利

(注) 8 参考　本誌2023年4月号（No. 605）P. 12
(注) 9 引用　日行連「条解行政書士法　第一分冊（業務編）［改訂版］」P. 23
(注)10 参考文献：
・毛利透・小泉良幸・淺野博宣・松本哲治「憲法Ⅱ人権」（第3版）有斐閣 P. 282 ～ 300（第3節　職業選択の自由）
・木村草太「憲法の急所」羽島書店 P. 270 ～ 306（第6問　学習塾距離規制事件）
・最大判昭和50年4月30日民集29巻4号 P. 572（薬事法違憲判決）
・最大判昭和47年11月22日刑集26巻9号 P. 586（小売市場事件）
(注)11 参考資料：
・ダイバーシティ・インクルージョン社会の実現に向けて
平成29年5月16日　一般社団法人日本経済団体連合会
https://www.keidanren.or.jp/policy/2017/039.html
・ダイバーシティ経営の推進－経済産業省
https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/diversity/index.html

の擁護」が位置付けられることは、必然であると考えています。

令和４年３月に、「外国人との共生社会の形成のために」と題して開催した「行政書士による権利擁護公開セミナー」において、山脇啓造明治大学教授からは、「これまでの有識者会議に行政書士がいなかったのはどうしてだろうか。外国人住民にとって大切な在留資格をサポートする行政書士の力、貢献は大きいと思う。是非、全国各地の取組を集約化して、行政書士の皆様ができることを広く社会に伝えていただきたい。」との激励の御言葉を頂戴しました。(注)2

権利擁護推進委員会では、活動方針にも掲げているように、次のとおり分野を設け、重点活動領域として、共生社会の実現に貢献してまいりたいと考えています。

【高齢者・障がい者分野】

高齢者・障がい者の方々が安心・安全な暮らしを続けられるよう法的支援や各種制度及びその運用の改善に関する活動や相談に取り組みます。

【外国人分野】

外国人の日本における在留資格の手続、帰化手続、起業などをサポートしていくことにより、外国人が希望する生活、人生が送れるよう日本での生活基盤づくりを含めて取り組みます。

【LGBT 等分野】

国民にはLGBT 等の性的マイノリティの方々も当然含まれます。しかしながら、そのような方々は、法律や制度が利用できず、権利利益の実現が困難となっている実態があります。LGBT 等の性的マイノリティの方々の権利擁護のための普及啓発や相談などを行い、課題解決に取り組みます。

【子ども・女性分野】

子どもには、社会における虐待や権利侵害を防止し、安心・安全な環境をつくり、女性には、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画社会の形成において、女性の権利が尊重され、家庭と仕事の両立ができ、女性活躍を促進するための支援や環境づくりに取り組みます。

以上のように、現状は分野を設定し取り組んでいますが、権利擁護を支援する上での一つの課題は、昨今の社会課題が一つの分野だけで解決できるものではなく、多様化、複雑化、複合化並びに高度化していることです。その中で注視すべきは、厚生労働省の福祉分野における地域共生社会の実現(注)12に向けた取組であり、具体的には重層的支援体制の整備(注)13についての事業が展開されたり、他の分野との連携(注)14の取組が進められたりしています。

行政書士が、広範囲かつ専門性の高い業務の中で直面している“高齢の障がい者”“LGBT 等の外国人”“障がいのある被災者”“高齢の経営者”の方々など、様々な権利利益の実現が困難な事例への対応の一つ一つに、権利擁護を意識して取り組み続けることが共生社会の実現に結び付いていくものと考えます。

この度、日行連ホームページの「日行連の活動」の中に権利擁護に関するページが開設されました。内容としては、「行政書士による権利擁護のススメ」パンフレットのデータを提供しているほか、今後は、各単位会から寄せられる権利擁護の取組なども実績として積み上げていく予定ですので、御活用いただければ幸いです。

各会員が権利擁護に対する意識を高めていただくためにも、権利擁護に関する普及啓発活動並びに権利擁護への関与についての調査研究や課題の検討を引き続き推進してまいりますので、今後とも御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

※「LGBT」は、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの頭文字を取って組み合わせたもので、性的マイノリティの方を表す総称の一つです。

(注)12 参考　地域共生社会ポータルサイト https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/
(注)13 参考　厚生労働省　地域共生社会ポータルサイト　重層的支援体制整備事業について
https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/jigyou/
(注)14 参考　厚生労働省　地域共生社会ポータルサイト　他分野との連携
https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/renkei/

法務省からのお知らせ

第73回“社会を明るくする運動”～生きづらさに寄り添う「地域のチカラ」～

〈法務省保護局〉

1　生きづらさに寄り添う「地域のチカラ」

皆様におかれましては、法務省が主唱する“社会を明るくする運動”に対し、多大な御協力を賜りまして、心から御礼申し上げます。

本年、第73回を迎えます“社会を明るくする運動”は、前回に引き続き、“生きづらさを生きていく。”をメインコピーとし、犯罪や非行の背景にある様々な“生きづらさ”に思いを致し、各々の“生きづらさ”に寄り添い、人と人とが互いに支え合うコミュニティを築くことで、安全で安心な明るい社会の実現につなげてまいります。

第73回
“社会を明るくする運動”
ポスター

2　ビジュアルを通じた発信

第73回“社会を明るくする運動”を象徴するポスター・リーフレットにも、“生きづらさ”に寄り添い、立ち直りを支える人々が登場します。

今回のポスター・リーフレットの舞台は、夜の自動販売機です。主人公は、自動販売機の前で缶コーヒーを片手に星空を眺める青年。この青年は、星空に何を見ているのでしょうか。

この青年が星空に見ているのは、元気がないと気付いてくれる食堂のおばちゃんです。失敗を笑い飛ばしてくれる職場の先輩です。仕事の楽しさも厳しさも教えてくれる社長です。また、自分が罪を犯しても、見捨てなかった幼なじみです。

リーフレットの中扉は、星空を眺め、思いにふける青年をそっと見守る月の視点です。青年が、様々な人に見守られながら立ち直りの道を歩んできたことを表現しています。

第73回
“社会を明るくする運動”
リーフレット

3　「地域のチカラ」を発信する

“社会を明るくする運動”は各都道府県、市区町村において、地方公共団体、保護観察所、民間団体等が協力して、毎年、各地域に根差した特色ある活動を展開しています。

まずは、これらの各地の活動を地域の方々に知っていただき、更にはイベントや活動に御参加いただけるよう、Twitter や Instagram 等の SNS を効果的に活用した発信に努めてまいります。是非、“社会を明るくする運動”の多様な発信に御注目いただき、お住まいの地域の活動を応援してください。

“社会を明るくする運動”は、“生きづらさ”を抱える人、立ち直ろうとする人に寄り添い支える「地域のチカラ」を広く発信してまいります。

本年も、全国各地において、多様で豊かな発信が展開されますよう、皆様の御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

会員の皆様へ

重要　職務上請求書の購入・使用に関する御案内

令和５年８月 31 日から職務上請求書の購入にあたり、

一般倫理研修の修了証 が必要となります！

※一般倫理研修の受講方法は本誌 12 ページ「一般倫理研修に関するお知らせ」
又は中央研修所研修サイトを御確認ください。

職務上請求書の不正使用による事件が発生したことを受け、再発防止を徹底することを目的として、日本行政書士会連合会会則及び日本行政書士会連合会職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則が改正されました。職務上請求書の購入申込みの際に倫理研修を修了したことを証する書類を添付することについて定めた第22条の改正規定は、会則認可の日から起算して１年を経過した日である令和５年８月 31 日から施行されます。

令和５年春の叙勲
坂口導功会員に旭日双光章伝達

令和５年５月10日（水）、ホテルニューオータニ（東京都千代田区紀尾井町）において、総務省主催による「令和５年春の叙勲伝達式」が行われました。叙勲は、永年にわたり業務に精励し、衆民の模範である者に授与されるもので、「行政書士功労」として、令和５年４月29日（土）に、坂口導功会員（和歌山会）に対し旭日双光章が発令されました。これを受け、叙勲伝達式において叙勲が伝達された後、皇居にて拝謁に臨みました。

その後、本会において本会主催の記念品贈呈式が行われ、常住会長から坂口会員に対し記念品の贈呈及び祝辞が贈られた後、坂口会員から謝辞が述べられました。

行政書士としての叙勲受章者は、昭和46年春に始まり、今回の坂口会員の受章によって、112名となりました（旭日中綬章４名、旭日小綬章６名、旭日双光章16名、勲四等瑞宝章１名、勲五等双光旭日章37名、勲五等瑞宝章48名）。

受章者プロフィール

（敬称略・令和５年４月29日現在）

坂口（さかぐち）　導功（みちのり）

（74歳）［和歌山会］

開　業　平成２年11月１日
業務歴　32年６か月

【役員歴】
和歌山会　理　事　平成11年５月～平成17年５月…６年
　　副会長　平成17年５月～令和３年５月…16年
　　計　22年

通算役員歴（重複を除く）　計　22年

令和５年春の黄綬褒章

加藤隆夫・庄司真一郎・関比佐江・長澤公文・中山晃・佐藤廣之・永田幸子・山本重吉・矢野浩司・新村和憲 各会員に黄綬褒章伝達

令和５年５月15日（月）、ホテルニューオータニ（東京都千代田区紀尾井町）において、総務省主催による「令和５年春の褒章伝達式」が行われ、加藤隆夫（北海道会）・庄司真一郎（秋田会）・関比佐江（栃木会）・長澤公文（埼玉会）・中山晃（群馬会）・佐藤廣之（岐阜会）・永田幸子（大阪会）・山本重吉（広島会）・矢野浩司（愛媛会）・新村和憲（鹿児島会）各会員に対し、黄綬褒章が伝達された後、皇居にて拝謁に臨みました。

その後、同会場において本会主催による記念品贈呈式が行われ、常住会長から各受章者に対し、記念品の贈呈及び祝辞が贈られた後、各受章者から謝辞が述べられました。

黄綬褒章は業務に精励し衆民の模範である者に授与されるもので、「行政書士業務精励功績」として、令和５年４月29日（土）に各受章者に対し発令されました。

行政書士としての業務精励功績による黄綬褒章受章は、昭和55年秋以降、今回の受章者を含めて計240名となりました。

受章者プロフィール

（敬称略・令和５年４月29日現在）

加藤（かとう）　隆夫（たかお）

（77歳）［北海道会］

開　業　　平成5年3月1日
業務歴　　30年2か月

【役員歴】
北海道会　理　事（平成９年5月～平成15年5月）…6年
副会長（平成15年5月～平成19年5月）…4年
会　長（平成19年5月～平成25年5月）…6年
計　16年
日行連　副会長（平成21年6月～平成25年6月）…4年
理　事（平成25年6月～平成27年6月）…2年
計　6年
【通算役員歴】（重複を除く）計　18年1か月

庄司（しょうじ）　真一郎（しんいちろう）

（65歳）［秋田会］

開　業　昭和55年8月30日
業務歴　42年8か月

【役員歴】
秋田会　理　事（平成21年5月～平成27年5月）…6年
副会長（平成27年5月～現　　在）…7年11か月
計　13年11か月

【通算役員歴】（重複を除く）計　13年11か月

関（せき）　比佐江（ひさえ）

（71歳）［栃木会］

開　業　昭和53年12月2日
業務歴　44年5か月

【役員歴】
栃木会　理　事（平成17年5月～平成23年5月）…6年
理　事（平成27年5月～平成29年5月）…2年
副会長（平成29年5月～現　　在）…5年11か月
計　13年11か月

【通算役員歴】（重複を除く）計　13年11か月

長澤（ながさわ）　公文（まさふみ）

（83歳）［埼玉会］

開　業　昭和60年1月5日
業務歴　38年4か月

【役員歴】
埼玉会　理　事（平成15年5月～平成21年5月）…6年
副会長（平成21年5月～平成25年5月）…4年
計　10年

【通算役員歴】（重複を除く）計　10年

中山　晃（なかやま　あきら）

（65 歳）［群馬会］

開　業　平成元年5月1日
業務歴　34年

【役員歴】
群馬会　理　事（平成13年5月～平成19年5月）…6年
副会長（平成19年5月～平成21年5月）…2年
理　事（平成23年5月～平成25年5月）…2年
副会長（平成25年5月～令和元年5月）…6年
理　事（令和元年5月～現　　在）…3年11か月
計　19年11か月

【通算役員歴】（重複を除く）計　19年11か月

佐藤　廣之（さとう　ひろゆき）

（70 歳）［岐阜会］

開　業　昭和53年1月25日
業務歴　45年3か月

【役員歴】
岐阜会　理　事（平成５年5月～平成17年5月）…12年
副会長（平成17年5月～平成21年5月）…４年
副会長（平成23年5月～平成27年5月）…４年
会　長（平成29年5月～令和元年5月）…２年
計　22年
日行連　理　事（平成29年6月～令和元年6月）… 2年
計　2年

【通算役員歴】（重複を除く）計　22年1か月

永田　幸子（ながた　さちこ）

（86 歳）［大阪会］

開　業　昭和50年3月5日
業務歴　48年2か月

【役員歴】
大阪会　理　事（平成５年5月～平成７年5月）…2年
副会長（平成７年5月～平成９年5月）…2年
理　事（平成９年5月～平成11年5月）…2年
副会長（平成11年5月～平成17年5月）…6年
計　12年

【通算役員歴】（重複を除く）計　12年

山本　重吉（やまもと　しげよし）

（74 歳）［広島会］

開　業　昭和54年12月13日
業務歴　43年5か月

【役員歴】
広島会　理　事（平成17年5月～平成19年5月）…2年
副会長（平成23年6月～平成27年6月）…4年
理　事（平成27年6月～令和元年6月）…4年
計　10年
日行連　理　事（平成26年6月～平成27年6月）…1年
計　1年

【通算役員歴】（重複を除く）計　10年

矢野　浩司（やの　こうじ）

（58 歳）［愛媛会］

開　業　平成5年4月2日
業務歴　30年1か月

【役員歴】
愛媛会　理　事（平成７年5月～平成17年5月）…10年
副会長（平成17年5月～平成23年5月）…6年
会　長（平成23年5月～平成29年6月）…6年
計　22年
日行連　理　事（平成23年6月～平成27年6月）…4年
副会長（平成27年6月～平成29年6月）…2年
理　事（平成29年6月～令和元年6月）…2年
計　8年

【通算役員歴】（重複を除く）計　24年1か月

新村　和憲（しんむら　かずのり）

（75 歳）［鹿児島会］

開　業　昭和59年10月12日
業務歴　38年7か月

【役員歴】
鹿児島会　理　事（平成20年1月～平成27年5月）…7年４か月
副会長（平成27年5月～現　　在）…7年11か月
計　15年３か月

【通算役員歴】（重複を除く）計　15年３か月

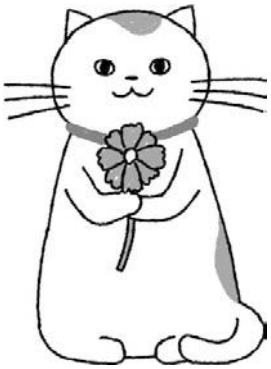

Information 1

重要なお知らせ

一般倫理研修に関するお知らせ

＜総務部・中央研修所＞

本誌 2022 年 12 月号（No.601）にて御案内のとおり、日本行政書士会連合会会則の改正が、令和４年８月 31 日付けで総務大臣から認可されたことに伴い、令和５年８月 31 日から、５年に１度の一般倫理研修の受講が全会員に義務化されることとなりました。

当研修の配信スケジュールや受講方法については、以下を御参考の上、受講していただきますようよろしくお願いいたします。

スケジュール

令和５年３月 15 日（水）～　一般倫理研修
中央研修所研修サイトにて配信中

令和５年８月 31 日（木）～
- 一般倫理研修　受講義務化
- 「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」第 22 条の改正規定施行

所属の行政書士会で職務上請求書を購入する際、一般倫理研修の修了証が必要となります！

令和６年３月 31 日（日）　一般倫理研修　受講期限※
※令和５年８月 31 日時点に会員である者の期限

中央研修所研修サイトはこちらから

受講方法

①中央研修所研修サイトにログイン
（初めて利用される場合は新規登録が必要です。）

②一般倫理研修を受講（３時間程度）
（中央研修所研修サイトで受講できる環境がない場合は、所属の行政書士会に御相談ください。）

③修了証をダウンロード！

令和5年8月31日以降、職務上請求書を購入する際に必要となります!

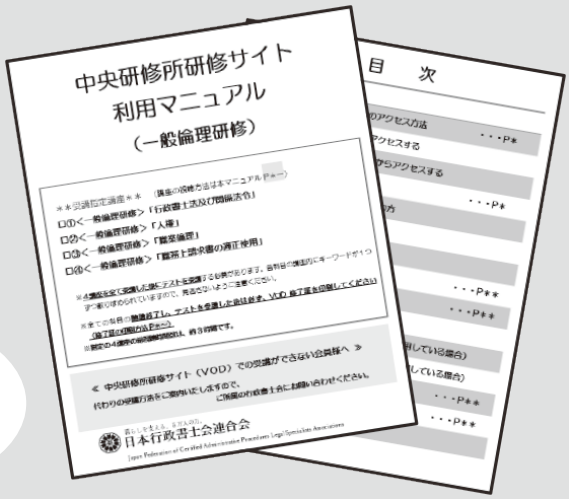

より詳しい受講方法については、中央研修所研修サイトに掲載している『中央研修所研修サイト利用マニュアル』（一般倫理研修）を御覧ください！

分散受講　御協力のお願い

一般倫理研修は中央研修所研修サイトで配信されますが、一度にアクセスが集中しますと、サーバーダウンしてしまうおそれがあります。

つきましては、令和５年８月15日までの措置として、所属の行政書士会ごとにグループ分けをして、それぞれに受講期間を設けた「分散受講スケジュール」を作成いたしましたので、御受講の際の御参考としてください。サーバー負荷軽減に御協力くださるようお願いいたします。

■分散受講スケジュール

1	北海道・ 東北ブロック	北海道行政書士会 秋田県行政書士会 岩手県行政書士会 青森県行政書士会 福島県行政書士会 宮城県行政書士会 山形県行政書士会	3月29日（水）～4月　4日（火） 6月　7日（水）～6月13日（火）
2	愛知ブロック	愛知県行政書士会	4月　5日（水）～4月11日（火） 6月21日（水）～6月27日（火）
3	近畿ブロック （大阪除く）	三重県行政書士会 滋賀県行政書士会 京都府行政書士会 奈良県行政書士会 和歌山県行政書士会 兵庫県行政書士会	4月12日（水）～4月18日（火） 6月28日（水）～7月　4日（火）
4	中国・ 四国ブロック	鳥取県行政書士会 島根県行政書士会 岡山県行政書士会 広島県行政書士会 山口県行政書士会 香川県行政書士会 徳島県行政書士会 高知県行政書士会 愛媛県行政書士会	4月19日（水）～4月25日（火） 7月　5日（水）～7月11日（火）
5	大阪ブロック	大阪府行政書士会	4月26日（水）～5月　2日（火） 8月　2日（水）～8月　8日（火）
6	東京23区内ブロック	東京都行政書士会	5月　3日（水）～5月　9日（火） 6月14日（水）～6月20日（火）
7	東京23区外・ 南関東ブロック	東京都行政書士会 神奈川県行政書士会 千葉県行政書士会	5月10日（水）～5月16日（火） 7月12日（水）～7月18日（火）
8	北関東ブロック	茨城県行政書士会 栃木県行政書士会 埼玉県行政書士会 群馬県行政書士会	5月17日（水）～5月23日（火） 7月19日（水）～7月25日（火）
9	中部ブロック	長野県行政書士会 山梨県行政書士会 静岡県行政書士会 新潟県行政書士会 岐阜県行政書士会 福井県行政書士会 石川県行政書士会 富山県行政書士会	5月24日（水）～5月30日（火） 7月26日（水）～8月　1日（火）
10	九州ブロック	福岡県行政書士会 佐賀県行政書士会 長崎県行政書士会 熊本県行政書士会 大分県行政書士会 宮崎県行政書士会 鹿児島県行政書士会 沖縄県行政書士会	5月31日（水）～6月　6日（火） 8月　9日（水）～8月15日（火）

※各ブロックごとに分散受講期間を二回設けていますが、いずれかの期間内に一回のみ御受講ください。

Information 2

申請取次行政書士管理委員会からのお知らせ

＜申請取次行政書士管理委員会・中央研修所＞

行政書士申請取次関係研修会（VOD 方式）の御案内

令和５年度の行政書士申請取次関係研修会（申請取次事務研修会、申請取次実務研修会）について、今後の開催日程をお知らせいたします。

当該研修は、中央研修所研修サイト VOD（ビデオ・オン・デマンド）システムを用いた研修で、受講期間内であれば、いつでも何度でも御自宅や事務所にて個々の端末（パソコン、タブレット、スマートフォン）から聴講可能です。

なお、各研修会の申込等の詳細につきましては、下記「令和５年度開催概要」のスケジュールに則り、適時、日行連ホームページ及び会員専用サイト「連 con」にて御案内いたしますので御確認いただきますようお願いいたします。

◆日行連ホームページ TOP ＞日行連の活動＞中央研修所＞申請取次関係研修案内

◆会員専用サイト「連 con」ログイン＞中央研修所＞申請取次関係研修に関するお知らせ

令和５年度（令和５年８月～令和６年３月）開催概要

研修会区分	受講期間	開催案内（日行連HP詳細発表）	申込期間	修了証書発送予定日	結果通知発送予定日（基準未到達者のみ）
実務研修会（更新）	8月9日(水)～8月18日(金)	６月上旬	6月28日(水)～7月4日(火)	8月31日(木)	９月６日（水）
事務研修会（新規）	9月11日(月)～9月21日(木)	７月上旬	7月28日(金)～8月3日(木)	10月12日(木)	－
実務研修会（更新）	10月20日(金)～10月30日(月)	８月中旬	9月7日(木)～9月13日(水)	11月13日(月)	11 月 20 日（月）
事務研修会（新規）	11月21日(火)～12月1日(金)	９月下旬	10月12日(木)～10月18日(水)	12月21日(木)	－
実務研修会（更新）	令和6年1月24日(水)～2月2日(金)	11 月中旬	12月7日(木)～12月13日(水)	令和6年2月16日(金)	令和６年２月 22 日（木）
事務研修会（新規）	令和6年2月22日(木)～3月4日(月)	12 月下旬	令和6年1月11日(木)～1月17日(水)	令和6年3月25日(月)	－

※開催概要は現時点での予定であり、変更される場合があります。

○受講費用（税込み）

事務研修会：30,000 円　実務研修会：15,000 円

○修了証書の発送について

各研修会における修了証書は、課題提出時期にかかわらず皆様一律に発送いたしますので御承知おきください。

事務研修会…課題提出締切後、結果通知と併せて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。

実務研修会…課題提出締切後、一律に修了証書を発送いたしますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別途、日行連から御連絡いたします。

所持する届出済証明書の有効期間を経過した場合は、再度、行政書士申請取次事務研修会（新規）を受講していただくこととなりますので、十分御留意ください。

Pick UP! 単位会

各単位会の取組をお知らせします。

広島県
行政書士会

広島県行政書士会と広島県社会保険労務士会との連携協定の締結
～「外国人との共生」「災害時の対応」「産業振興」「事業承継」「地域活性化」で連携～

３月24日、広島会と広島県社会保険労務士会は、標記の５分野において連携協定を締結しました。

少子化が深刻化する我が国において、外国人労働力が不可欠なものであることは、誰もが認めるところです。しかしながら、外国人の置かれた労働環境は必ずしも日本人のそれと同等とは言えない現実があり、さらには、適切な在留資格ではない状態で、不法就労を行う者がいることもまた事実です。

そこで、在留資格等については行政書士が、労働環境については社会保険労務士がそれぞれ専門とすることから、こういった問題を解消し、安心・安全に外国人労働力を我が国に取り込んでいけるよう、両団体が連携体制を構築することで、広く県民・市民の皆様の利益に資することを目指します。

また、落ち着きを見せ始めた新型コロナウイルス感染症ではありますが、特定の感染症に限らず、今後もこのような緊急事態は想定する必要があり、今回の経験を我々は大いなる教訓とする必要があります。

国や自治体が発する補助金・助成金を企業がいち早く手にすることができ、かつ、不正受給を防止する観点からも、両団体の連携は有意義なものであると確信しています。

宮城県
行政書士会

宮城県、女川町と行政手続に関する包括連携協定を締結

宮城会は、５月15日に宮城県と、同月８日に女川町と行政手続に関する包括連携協定を締結しました。

昨夏、宮城県にコロナのワクチン接種会場を使用した「マイナンバーカード普及促進」の機会を設けていただいたことなどの御縁や、行政書士議員連盟、兼業議員協議会の御尽力により、令和５年度がスタートして間もない時期に当協定を締結できたことは、当会にとって大変意義ある機運につながりました。

また、東日本大震災から文字どおり蘇生した女川町との協定締結は、当事者として大震災に向き合う姿勢を双方が共有した証が結実したものといえます。

宮城県の村井嘉浩知事からは「多様化する行政ニーズに迅速かつ効果的に対応するには、行政書士会との関係が何よりも不可欠と認識しているので、是非とも一層の連携を進めたい。」との御言葉をいただき、女川町の須田善明町長からは「先の大震災によってほぼ全員の町民が被災した経緯から、今回の連携は大きなお力添えにつながり、行政書士会はその最適者である。」との御言葉をいただきました。当会の佐々木会長からは「行政手続と連携業務との親和性及び行政、市民、当会の『三方良し』の関係構築」についての思いをお伝えし、認識の共有が図られました。

当会と県内の自治体との協定締結数は、９件に及びます。特に宮城県との締結は、許可権者としての業務への支援や幅広く市町村とつながりを築くことができる可能性を秘めています。今後も「空き家問題」、「所有者不明土地」等を始めとする地域の諸課題への支援・提案に関与するとともに、行政書士会ならではの生活者目線による行政と市民の「懸け橋」として、質の高い社会貢献に取り組んでまいります。

三重県 行政書士会

「特殊詐欺対策講座」と「元気アップ体操」を開催

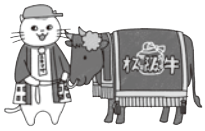

４月 18 日、津市社会福祉協議会、消費者ネットワークみえの後援を得て、特殊詐欺の対策講座を開催しました。

第一部では、30 名を超える参加者の皆様の前で、津支部の会員による特殊詐欺の手口を紹介する寸劇を上演しました。劇のテーマは「キャッシュカード詐欺」と「還付金詐欺」の二本立てで、内容を理解しやすくするためにセリフの字幕をプロジェクターで投影するなどの工夫を凝らし、そこにコミカルな演技も加わって、参加者の皆様からはたくさんの笑いと拍手をいただくことができました。寸劇の後は、三重県内での特殊詐欺の発生状況や、詐欺に遭わないための心構えをお話しした上、少しでもおかしいなと思ったときには、第三者に相談することがとても重要である旨もお伝えし、暮らしの困りごとについては、私たち行政書士が「身近な街の法律家」として、いつでも御相談に乗らせていただけることをしっかりとお伝えすることができました。

第二部では、インストラクターによる「元気アップ体操」を行いました。参加者の皆様とともに、椅子に座ったままでできる体操を一時間行い、心身共にリフレッシュできた講座となりました。

支部と協力してこのような講座を開催したのは初めての試みでしたが、こうした活動を各支部と協同し、今後も各市町で行ってまいりたいと思います。

山梨県 行政書士会

金子元総務大臣並びに堀内元東京オリンピック・パラリンピック担当大臣兼ワクチン接種推進担当大臣との意見交換会を開催

４月 30 日、アピオ甲府タワー館において、山梨会と金子恭之元総務大臣並びに堀内詔子元東京オリンピック・パラリンピック担当大臣兼ワクチン接種推進担当大臣との意見交換会を開催しました。

初めに当会から、金子元大臣の現職当時に行政書士がマイナンバーカードの普及推進に貢献することができるよう御尽力いただいたことに対する御礼を述べるとともに、目標を上回る成果を残し終了したことを報告しました。本事業の開始当初は停滞したものの、自治体と連携を図り、選挙の期日前投票会場等に相談員を配置したことが転機となった旨をお伝えしました。

続いて、国内初となる小菅村、東京会及び当会の三者による大規模災害時被災者支援協定が締結されたことについても報告しました。本協定締結に際し、御尽力くださった堀内元大臣からは、単位会の連携に基づいた支援協定があることは、国民に安心を与えるため、全国に発信して広めていただきたいとの期待の御言葉をいただきました。また、現在問題となっている所有者不明土地の解決に関して、国民にとって身近な存在の行政書士には、率先して相続土地の登記義務化の周知と国庫帰属制度の運用に御協力いただきたいとの御要請をいただきました。

金子元大臣からは、マイナンバーカードの発行枚数について、令和５年４月 14 日時点で人口に対する割合が 76.7％に達したとして、今回の実績に対する感謝の御言葉をいただきました。また、地元熊本県の災害を例に挙げ、罹災証明書交付申請支援業務等における行政書士の活躍への感謝の御言葉と共に、今後も大規模災害を含む緊急事態に対応するため、シミュレーションを行って備えることが重要であるとの御意見をいただきました。

最後に、両元大臣から、行政書士が引き続き国民に寄り添い、身近な頼れる街の法律家として活躍できるよう協力を惜しまない旨の御言葉をいただき、大変有意義な意見交換会となりました。

倫理研修のみならず、業務研修の義務化を考える

中央研修所　副所長　田後　隆二

令和３年８月に発覚した栃木会会員による職務上請求書不正使用事件を契機に、本会会則第62条の２第３項に「行政書士は、本会が行う行政書士に対する信用及び品位を高めることを目的とした倫理研修を受講しなければならない。」との規定が追加されました（令和４年６月16日総会決議、同年８月31日総務大臣認可）。これを受け、本会倫理研修規則が制定され（令和５年８月31日施行）、VOD（ビデオ・オン・デマンド）方式による一般倫理研修コンテンツが、同規則施行に先駆け、中央研修所研修サイトで提供されているところです。

このように、倫理研修の受講は全ての個人会員を対象として義務化されましたが、専門業務に関する研修については努力義務のままです（行政書士法第13条の２、本会会則第62条の２第１項）。しかし、行政書士法は、行政書士会会則の必要的記載事項として、「行政書士の研修に関する規定」を掲げています（第16条第八号）。このことは、行政書士法第15条第２項に定める行政書士会の目的である「会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うこと」を達成するにあたり、「業務の改善進歩を図るため」の専門業務研修は必須である旨を規定しているとも捉えられます。

他の法律系専門士業団体の多くは、研修カリキュラムの策定、研修単位制などを導入し、倫理研修に限らず専門業務についても研修受講を義務化していると聞きます。法令改正や制度改正が頻繁に行われ、新制度が次々と導入される現代社会においては、高度かつ正確な専門知識を常にブラッシュアップしておくことが求められています。その一方で、中央研修所研修サイトにおける各研修コンテンツの受講状況は決して芳しくありません。

行政書士の業務範囲が広範であることから、本会では業務種別ごとに専門行政書士を認定する「マイスター制度（仮称）」の立ち上げをかつて議論していましたが、いまだ実現に至っていません。研修を受講しただけで「マイスター」を名乗らせるわけにはいかず、申請・届出実績等の実務経験をどう評価するかが課題となりました。この課題の解決には、同じく実務経験を要する専門医認定制度が参考になりますが、まず、研修カリキュラムを的確に策定し、受講状況を正確に把握した上でなければ始まりません。

現在、中央研修所研修サイトにアップされている研修コンテンツは、マイスター制度等の立ち上げを意識した研修カリキュラムに基づいたものではないようで、社会から求められる行政書士像を再検証し、高度かつ正確な法的サービス提供の基礎となる研修カリキュラムを一から見直し、研修単位制等による専門業務研修の受講義務化を検討していく必要があると思います。また、受講状況管理体制の整備には、各単位会や任意団体等との調整も必須であり、一朝一夕に実現できる課題とは考えていませんが、外部に行政書士の専門性をアピールし、社会的評価を一層向上させるためにも、専門業務の研修義務化は避けて通れない道であり、早期に基盤整備に取り組んで行くべきだと考えています。

中央研修所研修サイト～新規講座の御案内～

昨年度、新たに以下の講座を中央研修所研修サイト上で公開しましたので、御紹介いたします。

中央研修所では、会員の皆様に御活用いただけるよう、中央研修所研修サイトを通じて、VOD（ビデオ・オン・デマンド）研修を提供しています。時間や場所を問わず、基本無料（一部除く）で受講できる研修となっていますので、是非この機会に多くの会員の皆様に御受講いただきたいと思います。

なお、現在公開されている講座については公開期間を２年程度としており、順次新しい研修講座と入替えを行っています。お見逃しのないよう、是非お早めに御視聴ください。

好評配信中！ ～中央研修所研修サイト新規講座～

○義務研修～日本行政書士会連合会会則第62条の２第３項に基づき、全会員が受講を義務付けられている倫理研修～

カテゴリ	講　座　タ　イ　ト　ル
一般倫理研修	一般倫理研修

○基礎研修～行政書士として必要不可欠な基礎法律に関する知識等の習得を目的とした研修～

カテゴリ	講　座　タ　イ　ト　ル
行政書士のための基礎法律研修	行政書士のための民法～内容証明・契約書・要件事実論～

○業務研修～各業務分野の関する知識の習得、新制度や法改正の内容等に関する研修～

カテゴリ	講　座　タ　イ　ト　ル
運送・自動車	令和４年度OSS実務者説明会
建設業・経審	CCUS現場運用ロールプレイング
	建設業許可、経営事項審査電子申請システムについて
産業廃棄・環境	環境法の規制はなぜあるか
農地・土地開発	建築基準法上の「道路」について
風俗・福祉・各種営業	認定薬局制度と薬局支援について
民事法務	相続土地国庫帰属制度の概要
	これからの成年後見制度と法律専門職に求められる意思決定支援―相談業務における権利擁護の視点―
外国人関連	行政書士関与の特定技能制度についてのシンポジウム
	入管業務に関する職務倫理（事例編）
知的財産	農水知財に関するシンポジウム
著作権相談員養成研修	著作権相談員ブラッシュアップ研修① 「裁定・登録政策にみる著作権普及啓発の動きと著作権相談員」
	著作権相談員ブラッシュアップ研修② 「教育現場での著作権について」
デジタル関係研修	行政のデジタル化の現在地とその展望及び行政書士の役割について
その他	行政書士のためのインボイス制度の概要

○政策関係研修～資質の向上を図るとともに、特定の分野に精通した行政書士を養成することを目的とした研修～

カテゴリ	講　座　タ　イ　ト　ル
ADR ビデオ講座	敷金返還・原状回復分野「ガイドライン」
その他	行政書士による権利擁護公開セミナー『LGBT 等について知り、考える』 ～性の多様性を尊重し、LGBT 等の性的マイノリティの人権を擁護する社会の実現に向けて～

○特定行政書士関係研修～特定行政書士を目指す方向けの研修・特定行政書士の実務能力の涵養を目的とした研修～

カテゴリ	講　座　タ　イ　ト　ル
特定行政書士プレ研修 （全会員受講可）	新・要件事実
特定行政書士 ブラッシュアップ研修 （特定行政書士のみ受講可）	確認テスト②（要件事実分野）
	令和４年度特定行政書士ブラッシュアップ研修① 「行政不服審査の勘所（前編）－審査請求から審理員による審理手続まで－」
	令和４年度特定行政書士ブラッシュアップ研修② 「行政不服審査の勘所（後編）－審査会の調査審議から裁決まで／実務課題－」

中央研修所研修サイト利用の御案内

STEP！①

「日行連ホームページ」のトップページのバナーから「中央研修所研修サイト」にアクセス。

STEP！②

ログイン画面から、８桁のＩＤとパスワードを入力し、ログイン。

※初めて御利用の場合は、利用登録が必要です。

STEP！③

「講座一覧」から受講する講座のカテゴリを選択し、御受講ください。

公証人に聞く！ 教えて ミネルヴァくん

第19回　賃貸借契約の保証人

＜法務業務部＞
（担当：浅草公証役場　公証人　澤野芳夫）

建物の賃貸借契約で連帯保証人を立てることがあります。連帯保証人とは賃借人のどの債務を保証するのか、平成29年の債権法改正により、根保証契約に極度額を定めることが要求されることになりましたが、賃貸借契約の連帯保証人に適用があるのか等について検討していきます。

ユキマサくん

7月は富士山の山開きだね。

ミネルヴァくん

そうですね。昔、五合目から山頂まで登山したことがあります。結構ハードでしたが、山小屋で雑魚寝をして、翌朝、頂上付近で拝んだ御来光の美しさは今でも忘れられません。

建物の賃貸借契約を締結するときに、連帯保証人が求められることが多いけど、連帯保証人はどのような責任を負うの？

賃借人に賃料の未払があったときの賃料支払債務、賃借人が賃借建物につき不適切な使用により損害を与えたときの損害賠償債務、契約終了時の原状回復義務などが連帯保証人の責任内容となります。

原状回復義務とは、賃貸借契約が終了したときに賃借物件を原状に回復して賃貸人に返還する義務ということだよね。

そうですね。原状回復義務で注意すべきは、例えば畳、床、壁紙等の自然変色や通常の使用によるテレビ、冷蔵庫等の後部壁面の黒ずみ（いわゆる電気焼け）は通常損耗として原状回復義務の内容とならないことです（民法621条括弧書き）。これらの補修費用は、賃料によって賄われているとみられるからです。この通常損耗の規定は、従来の最高裁判所の裁判例等を踏まえて、平成29年の債権法改正で明文化されたものです。

賃貸借契約終了に基づく建物の返還義務も保証の内容となるのかな？

建物の返還義務は建物を占有している賃借人でなければできないので、その作為義務（あることをする義務）は保証の対象とはなりません。したがって、例えば、判決で「被告○○（連帯保証人の名称）は、原告（賃貸人）に対し、別紙物権目録記載の建物を明け渡せ。」という主文は言い渡せないことになります。

返還義務が遅れたことによる損害についてはどうなのかな？

原状回復義務のうち付属物収去義務や建物明渡しは作為を求めるものなので、連帯保証人は履行できません。ただし、賃借人がこれらの義務を履行しないときの損害賠償債務については、金銭債務ですので連帯保証人も責任を負わなければなりません。

通常、賃料は月額○○円と一定の金額として定まっているけど、建物賃貸借契約の連帯保証人は通常保証ということでいいのかな？

大事な問題に気付きましたね。賃貸借契約の保証は、賃料債務のほか、先ほどの話のように損害賠償債務も含まれるものです。この損害賠償債務は一定の金額として定まっているものではないため、主債務が特定しているとは言えません。また、賃貸借期間が更新された場合、更新後の賃貸借契約によって発生する賃料債務についても保証することが予定されているなど、どれだけの期間の賃料債務が保証の対象であるかも明確ではありません。そのようなことから、賃貸借契約の保証は、根保証契約（民法465条の2第1項）ということになります。

賃貸借契約の保証はどんな場合でも根保証契約となるの？

例えば、賃料債務のみを保証する保証契約で、月10万円の賃料の5年分を保証するなど、特定の期間の賃料全てを保証するものは、元本の額も事前に明確であって保証の対象となる賃料債務は特定されているので、その保証契約は根保証契約ではなく、通常の保証契約ということができます。

根保証契約だとすると、どのようなことに注意する必要があるのかな？

個人が根保証契約を締結する場合は、書面で極度額を定めなければいけません（民法465条の2、446条2項）。

「極度額」って言葉は聞き慣れないけれど…

根保証は、一定の範囲に属する不特定の債務を保証するものです。この一定の範囲が極度額のことです。例えば、月額賃料10万円の賃貸借契約を締結した場合に、10か月分の100万円を極度額とすることなどがあります。もし、この極度額がないと、連帯保証人は上限なしに債務を保証することになり、連帯保証人に不利益を与えることになってしまうので、この極度額の定めが要求されているのです。

10か月分というのは決まっているの？

極度額をいくらにするかは賃貸人と連帯連帯保証人間の合意によりますので、法律で何か月分と決まっているわけではありません。ただし、極度額は保証契約と同様に必ず書面で定めなければなりません（民法465条の2第2項、446条2項）。賃貸借契約書において、保証契約及び極度額も一緒に記載されることが多いと思います。

極度額として金額を示さずに「6か月分の賃料」とのみ記載されていた場合はどうなのかな？

極度額は、書面上、具体的な金額の記載があることが必要ですので、「6か月分の賃料」とした場合、当該根保証契約全体が無効となります。

根保証契約を締結した連帯保証人は、極度額の範囲内であれば、いつまでも責任を負うことになるのかな？

個人根保証契約は、一定の事由が生じたときに根保証契約によって保証される債務の元本が確定し、その後に主債務者が債務を負担したとしても根保証人は保証による債務を負担することはありません。

どんな事由があったときに元本が確定するの？

債権者が連帯保証人の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行の申立てをし、強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったとき、連帯保証人が破産手続開始の決定を受けたとき、主債務者（賃借人）又は連帯保証人が死亡したときに元本が確定します（民法465条の4第1項）。

今日はいろいろと教えてくれてありがとう！参考になったよ。

ユキマサくんは、賃貸借契約の保証が一般に根保証であることを聞いて、意外だなと思いながら事務所に帰り、まもる先生に報告しました。まもる先生とユキマサくんは、ほうずき市に出掛けました。

まもる先生

2023. 5 May 日行連の主な動き Monthly Report

1日 月

許認可業務部
運輸交通部門会議
【協議事項】
(1) 役員改選に伴う「部署別課題事項引継書」の作成について
(2) 令和5年行政書士実態調査に関する取扱業務項目について
(3) 単位会からの照会について
(4) その他

8日 月

許認可業務部
社労税務・生活衛生部門
【協議事項】
(1) 役員改選に伴う「部署別課題事項引継書」の作成について
(2) 令和5年行政書士実態調査に関する取扱業務項目について
(3) 障害福祉サービスに係る処遇改善計画書の記載について
(4) 関係機関訪問について
(5) その他

9日 火

登録委員会
【登録審査】
(1) 審査件数(125件)
(2) その他

10日 水

正副会長会
【協議事項】
(1) 常任理事会の合議事項等について
(2) その他

常任理事会(～11日)
【合議事項】
(1) 後援名義の使用について
(2) 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターとの協定書の締結について
(3) その他

11日 木

許認可業務部
建設・環境部門
【協議事項】
(1) 役員改選に伴う「部署別課題事項引継書」の作成について
(2) 令和5年行政書士実態調査に関する取扱業務項目について
(3) その他

23日 火

登録委員会
【登録審査】
(1) 審査件数(203件)
(2) その他

届出済証明書交付に係る申出を希望される皆様へ

届出済証明書交付に係る申出手続の際に、申請取次申出書に添付いただく顔写真について、令和４年７月１日受付分から写真サイズ等が変更となりました。

今後、申出手続を行う予定の会員の皆様におかれましては、御注意いただくようお願いします。

【変更後】
3.0㎝ × 2.4㎝（運転免許証サイズ・提出日前６か月以内に撮影したもの）

なお、従来の「無帽」、「正面」、「上三分身」、「無背景」の写真の裏面に行政書士登録番号及び氏名を明記の上、御提出いただく取扱いに変更はありません。

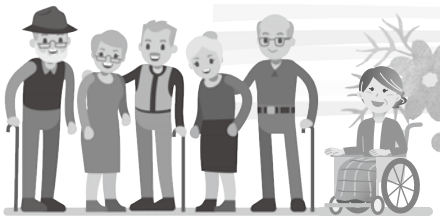

総務省通知、公益法人移行の経緯とこれから

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター
理事長　田後　隆二

1. 初めに

総務省から通知文書が発出され、公益認定を受けた今、当法人には強い追い風が吹いていると感じます。この好機を逃すことなく、家庭裁判所や自治体との連携・信頼関係強化に努め、会員増強と受任件数増加等の勢力拡大を図っていきたいと思います。

2. 総務省通知発出までの経緯

（1）財産管理業務及び成年後見人等業務は行政書士の業務範囲外である旨の旧解釈

弁護士法人及び司法書士法人については、それぞれの法務省令（弁護士法人及び外国法事務弁護士法人の業務及び会計帳簿等に関する規則第１条、司法書士法施行規則第 31 条）に 2001 ～ 2002 年当時から、財産管理業務及び成年後見人等業務について全く同じ文言で規定されていました。

これらは「弁護士（司法書士）が行うことができるものとして法務省令で定める業務」と規定されていることから、個人の弁護士（司法書士）業務としても法定されていることになります（弁護士法第 30 条の５、司法書士法第 29 条第１項第一号）。

他士業に関する法令には同様の規定がないことから、これら業務は弁護士及び司法書士のみが行えるのであって、行政書士は業として行うことはできません。実際に行っているとしても、それは個人の立場で行っているものと解されていました。コスモス設立当初においても、任意後見契約書の起案のみが行政書士業務だとか、コスモス会員の名刺に行政書士という肩書を入れてはならないとか、成年後見人等の報酬は事業所得ではなく雑所得として申告すべきなどと説明されていました。

（2）財産管理業務及び成年後見人等業務は行政書士の業務である旨の口頭見解

本誌 2020 年 10 月号（No. 575）７～ 11 ページにあるとおり、2019 年 12 月に財産管理業務及び成年後見人等の業務は行政書士（法人）の業務に附帯し、又は密接に関連する業務であるとの見解を総務省から得ました。しかし、口頭で述べられただけで、文書は発出していただけず、本誌に掲載するという手法で周知するしかありませんでした。

（3）法令明記を求める動き

2021 年４～５月に書面方式で開催された日行連理事会で、2024 年通常国会での成立を目指す行政書士法改正項目に「財産管理、成年後見等の個別具体的な業務を例示列挙として別表又は省令に規定する。」ことを加える旨が議決されました。その後、日行連内部に意見を求めたところ、「例示列挙のつもりで規定していても、将来的に限定列挙として扱われてしまう危険性がある。」「「他の法律において制限されているもの」以外は全て行政書士業務であるのに、あえて明記する必要はない。」等の反対意見があり、総務省の見解も同様でした。そのような反対意見もありながら、2022 年４月、税理士法施行規則に成年後見人等業務が明記されたことなどを受け、行政書士法施行規則（総務省令）にも同様に明記することを求めることとしました。2022 年８～９月に全会員を対象に行った「財産管理業務及び成年後見業務に関する実態調査」も省令改正を求める布石でした。

（4）総務省からの通知発出

省令改正に向け、2022 年８月から総務省との折衝を開始しました。そこで総務省から得たのは、日行連内部で完全に意思統一がされているのであれば、省令改正もやぶさかではないが、一部反対意見がある状況では難しいとの回答でした。しかし、これまで口頭で

のみ示していた見解を文書で発出することは可能との感触を得て、日行連側から書面発出を求める文書を起案し、総務省との調整を始めたのが2022年9月のことです。金融機関宛てに発出する文書は、あらかじめ先方との調整が必要とのことで、少し時間がかかりましたが、2023年3～4月に総務省自治行政局行政課長から「行政書士が業として財産管理業務及び成年後見人等業務を行うことについて（通知）」が発出されました。発出先と日付は次のとおりです。

・各都道府県行政書士担当部（局）長
2023年3月13日付け
・全国銀行協会事務・決済システム部長
2023年3月13日付け
・第二地方銀行協会業務部長
2023年3月13日付け
・全国信用金庫協会会長
2023年3月27日付け
・全国信用組合中央協会調査企画部長
2023年3月27日付け
・農林中央金庫代表理事理事長
2023年4月13日付け

ただし、3月13日付け発出分は、2月24日付けで発出された文書の一部に訂正があったことによる再発出分であるため、発出先の下部機関等に転送された文書は、2月24日付けである可能性があります。

3. 公益認定までの経緯

（1）成年後見制度利用促進基本計画の策定

2016年5月の成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行を受け、2017年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画（第一期）には、中核機関の相談機能を整備するにあたり、「各地域の特性に応じ、民生委員協議会や自治会、税理士会、行政書士会等多様な主体との連携も図られるべきである。」との注釈がついているものの、「専門職団体」は「弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等」と定義され、行政書士は「等」に含まれると説明されるにとどまりました。このことにより、なおも中核機関の利用促進機能に行政書士会は入れるべきではないとの主張が一部でなされたほか、その「コスモスは一般社団なので外すべきだ」という意見を受け入れてしまう自治体もありました。

（2）公益認定申請に舵を切る

当法人は、2010年8月に一般社団法人として設立した当初、公益認定を目指すことは射程に入っていませんでした。そもそも当法人の事業は公益目的事業そのものとの自負があり、運営上の自由度が比較的高いと言われる一般社団にとどまることに後ろめたさはなかったためです。しかし、前述のとおり一般社団である当法人を見下すような動きに憤りを覚えるようになっていた矢先、会計顧問の公認会計士（税理士、行政書士兼業）から、公益認定はさほど難しくないというアドバイスをいただきました。それなら挑戦しようと理事会で意思決定し、2021年4月に会計顧問に公益認定申請を依頼することとしました。定款の変更手続等、もろもろの準備を整え、2021年12月末に申請書を提出しました（補正に対応したため、正式な受理日は2022年1月19日です）。

（3）公益認定等委員会の審査

2022年3月末から内閣府に置かれた公益認定等委員会事務局との折衝が始まり、予想外に多くの指摘を受けました。その中で特に致命的だったことは、「理事会が行政書士のみによって構成されていることから、「行政書士による行政書士のための団体」であって公益団体とは認められない。」「業務管理に「司法の第三者」の目が入っていないことから、不正行為防止の体制が整っていない。」といった組織構成上の問題点でした。そこで、弁護士と社会福祉士を理事に、税理士を監事に選任する総会決議を行い、業務管理委員会規則に参与の規定を設け司法書士を選任するなど、行政書士のみで構成する組織との指摘に対応する組織改革を行いました。そのほか様々な指摘事項を一つ一つクリアし、やっと年度末の2023年3月31日、公益等認定委員会から内閣総理大臣宛てに「公益認定の基準に適合すると認めるのが相当である。」との答申が出され、無事2023年4月12日に公益社団法人に移行しました。

4. 今後の対応

各地域における家庭裁判所や自治体と当法人支部との関係は様々で、一概に言えることではありませんが、総務省からの通知文書と公益認定の事実は、自治体の福祉担当部署等との更なる関係強化に、大いに役立つものと思います。しかし、家庭裁判所との信頼関係を築くことに効果があるか否かは未知数です。2023年3月の参議院予算委員会での最高裁判所事務総局家庭局長による答弁においても、「行政書士が選任された事案は、徐々に増えていっている傾向にある」という事実認識は示されましたが、それ以上の動きはありません。追い風を利用して各地の家庭裁判所との協議会の開催を求めるなど、地道に信頼関係を深めていくことが肝要かと思います。

行政書士業務パンフレットの御案内

日行連広報部では、行政書士制度を国民に広く周知することを目的として、行政書士業務パンフレットを作成し、会員専用サイト「連 con」にて公開しています。

本パンフレットは、従来の「行政書士活用ガイド」の改訂を検討する中で、広報ツールとしての利便性を第一に考え、相談内容に応じて業務を御紹介いただけるよう、主な業務別に作成しています。

会員の皆様や各単位会において、必要に応じてそれらを組み合わせて活用していただけるよう、会員専用サイト「連 con」内「日行連からのお知らせ」ページに PDF データを公開していますので、是非御活用ください。

掲載ページ

会員専用サイト「連 con」＞日行連からのお知らせ
＞「2020 年 3 月 31 日　行政書士業務パンレットについて」

会員の動き

登録者数（令和5年5月末日現在）

合　計				51,594 名
内　訳	男	43,487 名	女	8,107 名
個人事務所開業	男	41,164 名	女	7,304 名
行政書士法人社員	男	1,731 名	女	362 名
個人使用人行政書士	男	333 名	女	222 名
法人使用人行政書士	男	259 名	女	219 名

法人会員（令和5年5月末日現在）

法人会員数	**1,216**
法人事務所数	**1,465**
主たる事務所数（行政書士法人数）	1,015
従たる事務所数	450

異動状況（令和5年5月中の処理件数）

新規登録	**合　計**				**401 名**
	内　訳	男	310 名	女	91 名
登録抹消	**合　計**				**119 名**
	内　訳	男	104 名	女	15 名
抹消内訳	廃　業				103 名
	死　亡				15 名
	その他				1 名

御協力のお願い ～日本行政を正確・迅速にお届けするために～

日本行政は、行政書士名簿にある会員の事務所所在地と当該会員の氏名を表記して発送しています。

○お届け先に事務所名の表示のみで会員氏名の表示がないため返送される事例が多くあります。事務所の入口に会員氏名を明確に表示してください。

○事務所所在地に変更があった場合は、速やかに所属単位会にお届けください。

広報部では日本行政が返送されてきた場合、所属単位会に宛名の調査依頼を行うとともに、それが確認されるまで以降の発送を停止いたします。

○発送停止の解除は、所属単位会に依頼した宛名調査の結果に加え、事務所所在地の変更があった場合には、所属単位会を通じ日行連登録委員会に提出される当該会員の変更登録申請の処理手続の結果により行います。

事務所所在地に変更がないのに日本行政が届かなくなった場合は、お早めに日行連事務局までお問合せください。

○発送停止期間中のバックナンバーを希望される場合、在庫管理上、直近発行号を含み最長6か月までとさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

広報部員のひとり言
from EDITORS（鎌田）

今、大阪では天神祭の真っただ中です。天神祭は、大阪三大夏祭とも日本三大祭とも言われている大きなお祭りです。6月下旬からの約1か月間、様々な行事が行われ、クライマックスは7月25日に行われる本宮です。多くの船が大川（旧淀川）に行き交う船渡御（ふなとぎょ）では川に篝火や提灯が映り、その上では華やかな花火が奉納されます。

天神祭の始まりは、大阪天満宮が創祀された翌々年の天暦5年（951年）に、社頭の浜から大川に神鉾を流し、漂着した場所にその年の御旅所（御神霊が御休憩なさる場所）を設ける神事（鉾流神事）が始まりとされています。また、御旅所の準備が整うと、御神霊は陸路で川岸まで出御され、そして船にて大川を下り御旅所へ向かわれました。この航行が「船渡御」で、天神祭の起源とされています。

大阪府行政書士会館の近くを流れる大川は、夏の賑わいの後も紅葉の季節に人々は集い、川面を寒風が吹き抜ける冬を乗り越えて春になると川岸に桜が咲き誇る、都会の中でも四季を感じられる川です。そんな大川が私は好きです。

月刊　日本行政　7月号

第608号　令和5年6月25日発行

発　行　人　常住　豊
発　行　所　日本行政書士会連合会
〒105-0001
東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
虎ノ門タワーズオフィス10階
TEL 03-6435-7330
FAX 03-6435-7331
製作・印刷　日本印刷株式会社

【広報部】　部　長　前田　望
次　長　中嶋　章雄
部　員　森　伸二
成田眞利子
鎌田由佳子
池垣真理子

月刊 日本行政 7月号

令和5年6月25日発行（毎月1回）
発行所：日本行政書士会連合会
発行人：常住　豊
編集人：前田　望
〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階